



## 小児慢性特定疾病医療費助成受給者証の記載事項の変更届について

既に受給者証をお持ちで、記載事項の変更がある場合は、住所地管轄の保健所に、身分確認書類を提示のうえ必要書類を添えて提出してください。

＜変更事項＞（必要提出書類は裏面参照）

1. 受給者または保護者の氏名変更
2. 受給者または保護者の住所変更
3. 受給者の加入する医療保険の変更
4. 受給者と同一医療保険内の加入者の変更 等

制度の詳細や必要様式については  
愛媛県ホームページをご確認ください。



愛媛県／小児慢性特定疾病医療費助成制度について

<https://www.pref.ehime.jp/page/17758.html>

◆ なお、各種変更に伴い支給認定基準世帯員の変更がある場合は、変更後の世帯員のマイナンバーの提出が必要になります。

世帯員の変更を伴う場合は、別添「支給認定基準世帯員について」をご確認のうえ、下記Ⓐのご加入の医療保険に応じて必要書類をご用意ください。必要書類は下記のとおりです。

### Ⓐ 支給認定基準世帯員変更がある場合に必要な書類

- 1) 住民票(続柄及び個人番号(マイナンバー)の表示がされたもの)
- 2) 加入医療保険確認書類
  - ① 別紙1:提出用「加入医療保険情報の確認書類について」
  - ② 加入医療保険の資格情報を確認できる書類（別紙1参照）
- 3) マイナンバー調書及び番号確認書類(別紙2参照)
- 4) 市町村民税課税(非課税)証明書(申告済のもの)  
(注1) 所得の内訳、所得控除額の内訳、市町村民税所得割・均等割の記載のあるもの  
(注2) 義務教育を修了していない者で、かつ、所得がない場合は、課税証明書の提出は不要

※ 提出範囲は加入医療保険によって異なります。下記の表をご確認ください。

保険の種別	住民票	マイナンバー及び加入医療保険の資格情報が必要な範囲	市町村民税(非課税) 証明書
・国民健康保険	「住民票の世帯」全員	同じ住民票上の国民健康保険に加入している方全員分	国民健康保険に加入している方全員
・国民健康保険組合	「住民票の世帯」全員	同じ住民票上の同じ国民健康保険組合に加入している方全員分	国民健康保険組合に加入している方全員
被用者保険 ・全国健康保険協会 ・健康保険組合 ・共済組合 ・船員保険 など	被保険者 患者	被保険者 患者	被保険者 (注) 被保険者が非課税の場合は、患者本人の課税証明書も必要

◆ 国民健康保険・国民健康保険組合に加入している方

- ・同じ医療保険のご家族のうち、就学等の理由により住民票が異なる方についても、加入保険の資格情報確認書類及び市町村民税(非課税) 証明書の提出が必要です。

- ◆ 医療保険の世帯（同じ医療保険に加入している者）全員が、市町村民税非課税の方  
・患者本人（18歳未満の場合は保護者）の収入が80万円以下の方は、階層区分の決定のために、次のうち前年中に給付のあったものの振込通知書などの書類を提出してください。  
〔 □ 障害年金、遺族年金等の年金額改定通知書の写し  
□ 特別障害者手当、特別児童扶養手当の証書の写し など 〕

### 変更事項と提出書類

#### 1. 受給者または保護者の氏名変更

- 1) 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届
- 2) 受給者証（原本）
- 3) 医療保険の所得区分に係る同意書
- 4) 戸籍抄本または戸籍謄本（旧姓と変更後の姓がわかるもの）

#### 2-1. 受給者または保護者の住所変更（県内）※松山市を除く

- 1) 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届
- 2) 受給者証（原本）
- 3) 医療保険の所得区分に係る同意書
- 4) 住民票（個人番号（マイナンバー）の表示がされたもの）
- 5) マイナンバー調書及び番号確認書類

<支給認定基準世帯員の変更がある場合>

上記 1)+2)+3)+ 表面に記載しているⒶ 支給認定基準世帯員の変更がある場合に必要な書類  
※ 変更届の支給認定基準世帯員欄に変更前後の世帯員の氏名を記入してください。

#### 2-2. 受給者又は保護者の住所変更（県外（松山市を含む））転出）

- 1) 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届
- 2) 受給者証（原本）※県外の転入手続き後、保健所に原本を返還  
※転出後の住民票は不要

#### 3. 受給者の加入する医療保険の変更

- 1) 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届
- 2) 受給者証（原本）
- 3) ① 別紙1提出用「加入医療保険情報の確認書類について」  
② 加入医療保険の資格情報を確認できる書類（別紙1参照）
- 4) マイナンバー調書及び番号確認書類

<支給認定基準世帯員の変更がある場合>

上記 1)+2)+表面に記載しているⒶ 支給認定基準世帯員の変更がある場合に必要な書類  
※ 変更届の支給認定基準世帯員欄に変更前後の世帯員の氏名を記入してください。

#### 4. 受給者と同一医療保険内の加入者の変更

- 1) 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届
- 2) 受給者証（原本）
- 3) 表面に記載しているⒶ 支給認定基準世帯員の変更がある場合に必要な書類  
※ 変更届の支給認定基準世帯員欄に変更前後の世帯員の氏名を記入してください。